京丹後市における犯罪被害者等支援

～犯罪被害者等の支援相関図～

犯罪被害者等の支援においては、各主体が相互に連携・協力・補完しながら、それぞれの立場・役割に応じて、継続的に途切れることなく支援を展開する。

【京丹後市民】
平穏な日常生活

ある日、突然
犯罪被害！！

《被害者と家族等が抱える様々な問題》
総じて「二次的被害」といわれている、住宅問題、経済問題、教育問題、介護問題、就労問題、精神問題、法律問題、医療問題等の様々な問題。

【京丹後市】
犯罪被害者が生活する自治体として、『京丹後市犯罪被害者等支援条例』に基づき、総合的で長期的な支援を展開する。

市民相談室（市の総合的窓口）

連携・報告
情報提供

犯罪被害者等への直接支援
犯罪被害者等からの相談があれば、直ちに庁内連絡会議を開催し、被害者それぞれの状況に応じた各種支援策を検討し実施する。
例）情報提供・保健医療・福祉サービス・生活支援・住居の提供・見舞金・その他

広報・啓発・教育活動の展開
『京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例』に基づき設置している京丹後市防犯委員会を中心に、毎月１５日の「京丹後市・防犯の日」等における、広報・啓発活動を展開するとともに、学校等においては、誰もが加害者にも被害者にもならないための教育活動を実施する。

【京丹後警察署】
犯罪被害者と最も早く接する公的機関として、初期的な支援を展開する。
例）被害者等の保護・被害直後からの付添い・一時避難場所の提供・民間の支援団体への情報提供・犯罪被害者心理カウンセリング・犯罪被害給付制度の運用・その他

【京都府犯罪被害者サポートチーム】
（京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課）
犯罪被害者支援コーディネーターによる面談、各種支援機関等への付添い等の支援を展開する。

【地域社会】
市民、事業者、各種団体等は、犯罪被害者等が置かれている状況や心情に配慮し、それぞれができる支援を展開する。

【公益社団法人京都犯罪被害者支援センター】
民間の犯罪被害者支援団体として、電話相談・面接相談・付添い（裁判傍聴、警察、法律相談、病院、その他）・カウンセリング等の支援を展開する。